

入札契約制度改正点

(平成31年4月1日以降に公告等を行う競争入札から適用)

1. 建設工事の最低制限価格、調査基準価格及び失格判断基準における算定式の細分化

最低制限価格等の算定式を次のとおり工事等の種類ごとに細分化します。

工事等の種類	最低制限価格及び調査基準価格	失格判断基準
すべて	直接工事費 × 0.97 共通仮設費 × 0.9 現場管理費 × 0.9 一般管理費等 × 0.55 合計 × 1.08	直接工事費 × 0.75 又は 共通仮設費 × 0.7 現場管理費 × 0.7 一般管理費等 × 0.3 合計



工事等の種類	最低制限価格及び調査基準価格	失格判断基準
① 一般土木工事等 (②～④以外の工事等)	直接工事費 × 0.97 共通仮設費 × 0.9 現場管理費 × 0.9 一般管理費等 × 0.55 合計 × 1.08	直接工事費 × 0.75 又は 共通仮設費 × 0.7 現場管理費 × 0.7 一般管理費等 × 0.3 合計
② 機器単体費を含む機械設備、電気通信工事等 (ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。)	機器単体費 × <u>0.907</u> 直接工事費 × 0.97 共通仮設費 × 0.9 現場管理費 × 0.9 一般管理費等 × 0.55 合計 × 1.08	機器単体費 × <u>0.69</u> 直接工事費 × 0.75 又は 共通仮設費 × 0.7 現場管理費 × 0.7 一般管理費等 × 0.3 合計
③ 一般建築工事等 (公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等。ただし、④に該当する工事等を除く。)	(直接工事費 × <u>0.9</u>) × 0.97 共通仮設費 × 0.9 (直接工事費 × <u>0.1</u> + 現場管理費) × 0.9 一般管理費等 × 0.55 合計 × 1.08	(直接工事費 × <u>0.9</u>) × 0.75 又は 共通仮設費 × 0.7 (直接工事費 × <u>0.1</u> + 現場管理費) × 0.7 一般管理費等 × 0.3 合計
④ 公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等	(直接工事費 × <u>0.8</u>) × 0.97 共通仮設費 × 0.9 (直接工事費 × <u>0.2</u> + 現場管理費) × 0.9 一般管理費等 × 0.55 合計 × 1.08	(直接工事費 × <u>0.8</u>) × 0.75 又は 共通仮設費 × 0.7 (直接工事費 × <u>0.2</u> + 現場管理費) × 0.7 一般管理費等 × 0.3 合計

注1) 最低制限価格及び調査基準価格は、上記算定式で算出した額が予定価格の9/10を超える場合は9/10に相当する額、また7/10を下回る場合は7/10に相当する額とします。

注2) 失格判断基準は、直接工事費（土木系の設備工事は機器単体費を含む。）又は共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額（税抜き）のいずれかを下回ると失格となる基準です。

2. 一般競争入札の拡大（業務委託・物品）

業務委託と物品の一般競争入札について次の案件を対象に実施します。ただし、一般競争入札を実施すると競争性が確保できないと認められる案件については、この限りではありません。

①本店または営業所の所在地を豊川市内に置く者による入札が可能で、「あいち電子調達共同システム（物品等）」を利用して行う物品の購入及び業務委託

②予定価格1件3,000万円以上の物品の購入